

青森県知事 三村申吾 殿

田子町長 中 村 隆 一



特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく  
実施計画案に対する田子町の意見について

平成 15 年 10 月 23 日付け青県境第 155 号で依頼のあった標記の件については別添のとおり、田子町の意見をとりまとめたので回答します。なお、意見の趣旨については下記のとおりです。

記

- 1 本意見は、田子町住民調査協議会の審議を経て集約した意見を元に、田子町の意見として提出するものであるが、今後青森県においては、田子町の意見・提言・要望を十分に尊重されて実施計画の実施に当たっていただきたいこと。
- 2 田子町としてはこの実施計画だけでは生活環境の保全上の支障を除去するのには不十分という認識ながらも、最低限必要なものであり、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を早急に着手していただきたいこと。
- 3 田子町の求めるものは、青森県の現場における調査が不十分であることを指摘するとともに、汚染が拡散しない措置を直ちに講じつつ、現場を元の自然環境に戻すことを目指す原状回復対策、すなわち住民が要望してきた廃棄物及びそれらによって汚染された土壌の全量を撤去していただきたいことであること。
- 4 今後の原状回復対策の実施中に田子町及び馬淵川流域等において農林水産物等に対する風評被害等が生じた場合の緊急時の対応、その備えについて言及がなく考慮されていないことは、誠に遺憾であること。
- 5 国におかれては、冬季の降雪期以前に直ちに着手できるよう、この実施計画にご同意いただくようお願い申し上げるとともに、不法投棄された産業廃棄物及びそれにより汚染された土壌は、全て「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずる恐れがある」ものであり、それらについては全量が特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の補助対象とするようご高配を賜りたいこと。
- 6 風評被害の具体的な対策及び廃棄物等の運搬の問題に起因しての現地処理施設建設構想については、今後田子町と地元住民が継続的に検討・協議した上で、青森県に提案・要望を行う予定であり、これらを地元住民の切なる願いとして、格段のご配慮をお願い申し上げたいこと。

県境再生  
対策  
15.11.-7

# 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 に基づく実施計画案に対する田子町の意見

平成15年11月6日

## 目次

1 はじめに	1
2 実施計画に対する意見	2
(1) 総括的意見	2
(2) 個別的意见	3
(3) 岩手県の提出した実施計画との比較	11
3 田子町の願い	12
4 むすび	14

## 1 はじめに

平成15年7月21日に三村申吾青森県知事が田子町において、本事案に対する青森県の責任を痛感しあ詫びされるとともに、町民の理解と協力を仰ぎつつ県民・町民の目線に立って、住民の不安の解消、安心と安全の確保を第一に原状回復に取り組むと表明した。

これに対し、田子町では、合同検討委員会等の検討において明確な対応策が示されなかつたことによる住民の不安の解消及びこの事件の早急な解決を図り、かつ、青森県の対応策に対して田子町の意見・提案・要望を反映させるため、田子町民の要望に基づき意見を集約する委員会を設置した。そして、7月30日に田子町の住民の願いを集約した意見をとりまとめ、青森県が住民の視点に立ちその願いを真摯に受け止め、住民が一日でも早く安心して過ごせる原状回復及び環境再生対策を早急に策定していただくため、その意見書を、8月5日に青森県に提出した。

その後青森県においては、8月20日に原状回復方針等について発表し、8月23日に田子町において住民説明会を開催したが、その発表された原状回復方針等は、住民が懸命に考え真剣な気持ちで集約した意見というものに対し期待していたものとはなっていなかった。住民の目線に立って地元の意思を尊重すると言う知事発言に期待していた住民としては、その声が届かなかつたことを誠に遺憾なことと受け止め、青森県が住民の集約した意見の重みを再度受け止めていただくとともに、厳しい財政事情を背景に住民の我慢を求めることがないよう、青森県の考え方をお尋ねするとともに確認したい点について9月3日に提出した。

しかしながら、それに対して10月14日に青森県が田子町に文書で回答し、10月16日の住民説明会において説明したその内容と姿勢は、町の意見・要望をくみ取る姿勢が見られず、田子町長自らが発言した中で「むなしさを覚える」という不快感を示したものとなつた。

このような中で、青森県は10月17日に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく実施計画案」(以下「実施計画」という)を田子町に公表、10月21日に田子町において住民説明会を行い、10月23日付青県境第155号により実施計画についての意見

を11月7日までに田子町長に求めたことから、田子町では、青森県の行う現状回復対策等に田子町民の判断・意見・要望等を反映させるために提起・提案を行う新たな住民の代表による組織「田子町県境不法投棄原状回復調査協議会」(以下「田子町住民調査協議会」という。)を設置し、ここにおいて集約された以下に掲げる意見を田子町の意見として提出するものである。

## 2 実施計画に対する意見

### (1) 総括的意見

平成11年11月に本事件が発覚してから既に4年の月日が費やされた中で、青森県の本事案に対する取り組み状況は、一部の調査等については実施してきたものの、田子町及び地元住民が再三要望を行ってきた汚染拡散緊急防止対策については、これまでその途についてないのが実状で、迅速かつ適切な具体的な対策といえるものはなかった。さらに、実施計画策定までのさまざまな検討過程における青森県の地元住民に対する情報公開の不足や、地元住民の意見・要望を聴取してもそれを計画の中に反映する姿勢を見せてこなかったことが、地元住民の青森県の実施する対策への不安・不信感を募り、相互の理解に立ったものとはなっていなかった。これらのことと青森県は十分認識した上で、今後、本意見を実施計画の実行段階において盛り込み、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を早急に着手していただきたい。

国の基本方針でも、実施計画の策定において、「関係市町村に対する十分な説明と意見聴取を行う」とこととされているように、今後とも、青森県におかれても、実施計画に基づく事業実施期間中においても、田子町との意思疎通や連携及び地元住民に対して十分な説明を行っていただきたい。

田子町としては実施計画そのものを否定するものではなく、この実施計画だけでは生活環境の保全上の支障を除去するのには不十分という認識ながらも、最低限必要なものではあると考えている。ここにおいて、田子町の求めるものは、青森県の現場における調査が不十分であることを指摘するとともに、汚染が拡散しない措置を直ちに講じつつ、現場を元の自然環境に戻すことを目指す原状回復対策、すなわち田子町で定義する廃棄物及びそれらによって汚染された土壌の全量を撤去していただきたいことであることをあらためて申し述べたい。

については、青森県が今後のこの実施計画の実行段階における詳細な計画を策定するときにおいては、田子町及び地元住民の意見を最大限に尊重し、それを計画に反映させ、柔軟に修正・変更していく姿勢を持っていただくことを前提に、早速に環境大臣に協議を行っていただきたい。

そして、国・環境大臣及び総務大臣におかれても、一日も早くこの実施計画の協議を行い、特に緊急的対策である汚染拡散防止対策については冬季の降雪期以前に直ちに着手できるよう、ご同意いただけようお願い申し上げたい。それとともに、不法投棄された産業廃棄物及びそれにより汚染された土壌については、全て「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずる恐れがある」ものであり、それらを全量撤去することが生活環境保全上達成すべき目標と考えていることから、それらについては全量が特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の補助対象とするようご高配を賜りたい。

最後に、「Ⅶ その他配慮すべき重要事項」において、周辺住民の経済的活動、とりわけ農業にその生計を主として委ねている周辺住民及び緑豊かな田子町が農業立町であることのイメージについて、これは田子町と同様青森県が豊かな自然環境の下で日本の食糧生産・供給地となっていることと繋がり、今後の原状回復対策の実施中に風評被害等が生じた場合の緊急時の対応並びに危機管理の観点からも、その備えについて全く触れられていないことについては、誠に遺憾であると付記したい。

また、今後このような不法投棄が行われないようにする上で、これまで測定した汚染物質全ての種類の名称、土壤中の濃度と毒性を提示していただきたい。加えてこれらの処理方法に関しても、技術提案を公募するなど住民にわかりやすく、かつ、透明な手法で実施することをお願いしたい。以上を踏まえ、後述する田子町の願いを地元田子町民の切実なる強い要望として、重視していただきたい。

## (2) 個別の意見

### I-3 現場の状況

- 堆肥様物からの浸出水による周辺環境への影響が懸念されるが、これまでの周辺環境の水質調査の結果は、環境基準を概ね満足していること。

#### (意見)

1 これまでの青森県の実施した周辺環境水質調査結果において、

- ① 浸出水処理施設建設場所の不法投棄現場西側直下の浸出水沈殿池と周辺環境との敷地境界の地下水では常時鉛が地下水の環境基準を超えていていること
- ② ①の浸出水沈殿池ではその事業場内からの浸出水が全て地下浸透しており、その約1km 下流の遠瀬水道水源地における湧水の電気伝導度等は平成7年前後から漸増し、事件発覚時の平成11年12月には  $333 \mu S/cm$ 、平成14年11月には  $500 \mu S/cm$  という通常では考えられない異常値となっていること（水道水としての取水は、水道法に基づく基準を満たしているが事件発覚直後から停止している）

などからは、周辺環境に徐々に影響が現れている可能性が否定できないと考えている。

2 地層構成について岩盤上部に難透水性の凝灰角礫岩の分布が確認されたとし、また、廃棄物層が現場中央部で 14.3m の深度にまで及ぶとの報告がなされているが、廃棄物と地層の立体的なマップと、難透水性の凝灰角礫岩の透水係数を示した廃棄物層下部の底面のマップを提示していただきたい。廃棄物層15本、地盤透水性6本のボーリング調査で推定可能とした根拠も示していただき、このマップ作成結果を広く馬淵川水系の住民に情報公開すべきである。

3 浸出水沈殿池周辺での周辺環境の調査項目については、これまでの水質調査で環境基準を満たしているとしながらも、現場周辺では異臭が漂い、どうい自然の状態とはいえない状況にある。地質汚染調査の専門家も指摘しているように、通常の測定項目にない有害と考えられる物質、例えば農薬等に起因する芳香族の化学物質の存在の可能性等があり、これらの

調査を実施し、原因となる場所（地下位置）の濃度と浸出水の濃度の因果関係を明確にすべきである。

4 地下水汚染の実態を把握するためにも、浸出水沈殿池に流出する水量と廃棄物の投棄箇所一体に降雨等により入量する量との収支を、降雨時と平常時に分けて示すべきである。

5 水道水の基準や環境基準を満たしているから大丈夫である、安心していただきたいというこれまでの説明はあるが、「Ⅲ-2 原状回復方針 周辺の土壤環境と同等」でも後述するように、危険なものと隣り合わせて居住する地元住民の不安な感情をご理解いただきたい。

「そのような説明をされる青森県庁担当職員自らが、それらを実際に県庁において飲料水等で毎日利用していただきたい、ご自分の庭に汚染物質と同じ濃度の薬品をまき散らしてみていただきたい」との住民の隠れた声が根強くあることを付記する。

#### I-4 生活環境上達成すべき目標

汚染された浸出水が周辺環境に拡散することによって、農業用水源や水道水源が汚染される恐れがある。

（意見）

- 1 上述のように汚染が周辺環境に拡散している兆候があり、「恐れがある」段階ではなく支障が生じている段階となっていることを指摘するとともに青森県はその認識をすべきである。
- 2 たとえば、ジクロロメタン、ベンゼン、トルエン、キシレン以外の環境基準に掲載されていない化学物質の致死量及び低濃度で継続して10年間摂取した場合の症状などのデータがあって、生活環境の保全上の支障が生じない、また、生ずるおそれがないと判断しているのか、その根拠を住民にわかりやすく示すべきである。

#### II-2-(4) 土壌汚染

…現時点では汚染土壌量は推計できない。

（意見）

汚染土壌量の推計は今後の青森県の調査に委ねるが、汚染土壌の概念・定義については地元住民と田子町の理解と納得を得られる説明をした上で明確にされることを求めたい。

なお、田子町のいう汚染土壌とは、「不法に投棄された廃棄物によって汚染された土壌環境基準を超える土壌及び土壌環境基準を満たしても性状等から生活環境保全上支障のある土壌」としており、廃棄物と汚染された土壌を明確に区分しているが、青森県では汚染土壌が廃棄物に含まれているという住民の理解と納得のいかない見解をとっている

（要望事項）

不法投棄現場には浸出水処理施設建設場所も含まれるという青森県の見解に基づき、この地点での調査については地元住民と田子町の理解と納得を得られる方法によって行っていただきたい。

### III-1-(2) 合同検討委員会の提言内容

- ④ 現状回復の目標としては、土壤及び地下水の環境基準の達成とすべきであるが、

(意見)

合同検討委員会方針では「原状回復とは、生活環境保全上支障のある廃棄物及び汚染土壤等を除去すること」と提言されてはいるが、「現状回復の目標としては、土壤及び地下水の環境基準の達成とすべきであるが、…」は技術部会報告書の「汚染拡散防止対策の必要性」の中の一部の言及にすぎず、基本的な提言・方針ではないと認識している。これは青森県が原状回復の目標を廃棄物及び汚染された土壤の全量撤去を回避したいがための見解ではないか。そして、このことは国の考え方にはならないかを危惧しているところである。

【参考】

- 合同検討委員会の方針

原状回復とは、生活環境保全上支障のある廃棄物及び汚染土壤等を除去すること

- 技術部会報告書

有害廃棄物は、基本的には土壤環境基準を超える廃棄物等とする。なお、有害廃棄物以外で生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物等については、合同検討委員会の意見等を踏まえ、各県においてそれぞれ検討する

- 合同検討委員会委員長意見

「生活環境保全上の支障の除去等」の判断に当たっては、技術部会報告を踏まえつつも、生活環境保全上の支障発生の防止及び環境再生の在り方等の社会的、政策的視点等をも考慮すると共に、社会通念に従い、除去すべき産業廃棄物の量及び範囲等を決するのが相当であると考える

### III-2 原状回復方針

- 不法投棄現場が周辺の土壤環境と同等となるよう…

(意見)

これまで田子町では青森県に、「周辺の土壤環境と同等」とは、文字どおり不法投棄現場外周辺の山林・牧草地のように元来良好な自然環境と同義であり、原状回復の目標は当然元の自然環境を目指すべきものである、と意見を申し述べてきた。土境基準を満たせば、周辺の土壤環境と同等という、飛躍した論理に立つこの青森県の見解は受け入れられるものではない。そしてこの点がこの実施計画上、青森県の見解と地元住民及び田子町との意見の最大の相違点である。

これらについて、岩手県の実施計画においては、「岩手県実施計画 II-2-(1)-①～④」中で、廃棄物及びそれに起因して汚染されている土壤をすべて特定産業廃棄物等とし、これらはすべて「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」ために支障の除去等の

対象としている。基本方針にもあるように、両県の対策の方針は共有すべきであると考える。

すなわち支障の除去等の対象は、一律に環境基準等で判断するのではなく、基本方針にもあるように「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」かどうかで判断した上で対象とすべきであるとともに、地元住民及び田子町が求める趣旨を理解・尊重し国に対して具申していただきたいものである。

### III-2 原状回復方針

- 不法投棄現場が周辺の土壤環境と同等となるよう現状回復対策を早急に実施するため、廃棄物及び汚染土壤は全量撤去を基本とする。

(意見)

地元住民及び田子町の求める汚染土壤の概念・定義については、II-2-(4)等で上述しているが、今後の調査により汚染土壤量が判明した過程においては、「青森県実施計画 II-2-(1)」にいう廃棄物 671,383 m<sup>3</sup>に加えて、その判明した汚染された土壤を撤去することが全量撤去の基本であると認識してしている。

### III-2 原状回復方針

- なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて、十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壤に還元される性質のものについて、現地で有効活用することも可能であると考えております。

(意見)

- 1 「『原状回復対策推進協議会』など』の「など」には田子町住民調査協議会が含まれることが明確に確認できるよう、明示することをあらためて申し入れする。
- 2 「住民の方々のコンセンサスが得られる場合」とは、「原状回復対策推進協議会」に住民の代表が入っているのでこの協議会の決定でコンセンサスが得られたとはならないよう、また、田子町住民調査協議会での意見・判断・要望・提言を最大限尊重し、それが住民の集約された考え方であることを青森県は認識していただきたい。
- 3 「土壤環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壤に還元される性質のもの」とあるが、土壤環境基準を満たしてもその性状等から生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物や土壤は撤去の対象とすることを重ねて申し上げる。
- 4 原状回復対策推進協議会の審議において、重要な決定を行う場合には、住民代表の意見を最大限尊重し、会長等の採決で決定することのないよう、あらかじめ意見として付記する。

### III-3-ア 緊急的対策

長期的対策を講じるまでの間の緊急対策として、汚染水を仮設浄化プラントで処理する。また、雨水と廃棄物の接触を防止するため、表面遮水シートの設置や雨水と浸出水を分離する排水路を整備する。

#### (意見)

- 1 仮設浄化プラントの設置については、本年の冬季降雪期以前に着手・稼働し、汚染水の地下浸透による汚染拡散防止に努められたい。
- 2 表面遮水シートの設置について、計画ではⅠ期については平成15年度、Ⅱ期については平成17年度としているが、緊急的対策として必要なのは、Ⅱ期に計画している地区を優先し、平成15年度及び平成16年度で実施すべきではないのか。Ⅰ期で計画している箇所は、中間処理場・一時仮置場で地下浸透はせず、またその周囲も比較的傾斜のない平坦地であることから優先度は低いのではないか。
- 3 現場中央に池のように水が貯留しているのは問題があり、これは防水シートなどで漏洩をなくした池を別に作り移動させるとともに、雨水が混入しないように表面遮水を最優先で実施することが必要ではないのか。

#### (要望事項)

10月14日に青森県知事に提出した要望書において、木炭を仮設浄化プラントの水処理の負荷軽減のため場内浸出水のろ過を目的として活用すること及び雨水と浸出水を分離する排水路や導水路等に間伐材を使用することを要望しているが、それらについては特段のご高配を願いたい。特に木炭の活用については、異臭のする表面水の浸出箇所などに敷き詰めることが、地元住民の目に見える形での汚染拡散防止対策の一環として重要と考えられ、風評被害の防止と併せて住民の安心感を醸成するためにも必要な事項であることを具申したい。

### III-3-(4) 遮水壁

- ① 廃棄物撤去作業中の周辺環境への汚染拡散防止と水処理施設の効率化を図るため、廃棄物を囲い込める位置に遮水壁を施工する。

#### (意見)

- 1 岩手県境に遮水壁を設置する計画について、その必要性を含め見直しが必要ではないのかと考える。岩手県の不法投棄箇所からの浸出水は、その地形上再び田子町側に流入することから、県境に設置する必要性以上に、岩手県側を含む現場全体の周囲を遮水壁で囲む必要があるのではないか。

この場合、現場全体の周囲を囲む場合、II-2-(4)で上述しているように、不法投棄現場には浸出水処理施設建設場所も含まれるという青森県の見解に基づき、この地点での必要性についても検討を行い早急にその見解を示すべきである。

- 2 原状回復の本来の目的である廃棄物及び汚染された土壤の全量撤去が、財政的事情から

将来実施困難とならないよう、すなわち遮水壁の建設費用が膨大になることの懸念が地元住民にはあり、技術的及び費用対効果の観点から十分に検討すべきである。

3 遮水壁構築までの工期が平成18年度末までとなっており、それまでの3年半の間に汚染が拡散していく可能性が大きくあると考えられる。したがって、現場北東側や南東側において比較的掘削工事によっても影響の少ない箇所から、浸出水処理施設の建設と併行して施工し、一日一月一年でも早く早急に完成を見るよう努めるべきである。

#### III-4-(1) 撤去計画

廃棄物の撤去計画は、11ヘクタールの区域をA～Fエリアの6区画に分割し、年度ごとに以下のとおり撤去する方針としている。

##### (意見)

II-2-(4)で上述しているように、不法投棄現場には浸出水処理施設建設場所も含まれるという青森県の見解に基づき、今後の調査により撤去の対象とすべき汚染された土壌の量などが判明次第、撤去計画にこの箇所を追加し修正すべきである。

#### III-4-(2) 処理方法

③ 処理業者の選定は、処理能力、施設の稼働状況等の現位置浄化総合的に勘案し、原則的には、入札制度を活用して行う。

##### (意見)

これまで青森県は、住民説明会等において入札制度にこだわりを見せた見解をしているが、あえてこのような細部に関わる文言を実施計画で言及した真意は何であるのか。これまで田子町で提言を行ってきた現地処理施設の実現を回避したいがためか。

##### (要望事項)

想定・仮定の事項ながらも、不法投棄現場周辺に何らかの公的関与によって「実施計画 III-4-(2)の①及び②」の条件を満たす廃棄物処理施設の実現を見た場合は、地元の意向を尊重・配慮し、入札制度によらない適正な方法等で青森県がそれに対して処理委託することができるようご高配願いたい。

#### IV-2-(3) 今後の責任の追及について

① これまでの措置命令で撤去を命じたRDF様物(ごみ固形物)及び堆肥様物のほか、高密度電気探査、ボーリング調査等により不適正処理が判明した燃え殻、汚泥その他の産業廃棄物について、三栄化学工業株式会社及び県南衛生株式会社に対する措置命令を行うこととする。

(意見)

「基本方針二ー2ー(1) 特定支障除去等事業の実施範囲の把握」では、「支障の除去等については措置命令の対象の範囲内で行うものとする。」と規定されているように措置命令が行われていなければ支障の除去等の対象とならない。このことから、これまでなぜ青森県が行っていなかったかについてまでは問わないが、早急に特定産業廃棄物(総量 671,383 m<sup>3</sup>)のみならず、これに加えて廃棄物に起因する汚染土壤についても撤去する措置命令を早急に行うべきではないのか。また、青森県として、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して損害賠償の訴え等を行うことは考慮にないのか。

VII-1-(2) 調査内容

① 水質モニタリング

(意見)

- 1 水質モニタリングの調査回数は年4回となっているが、この回数で十分であるという根拠を示すべきである。この調査については、田子町役場に測定装置を設置し、常時役場担当職員や住民が測定を行える状態とした上で、その装置の点検等に青森県が年4回程度調査することにすべきではないか。
- 2 水質・大気等のほかに水生生物、動植物等による生態的影響調査及び周辺住民の健康影響調査等の必要があるのではないかと考える。地下水や土壤の環境基準の検査項目に含まれていない物質でも毒性があるものがあり、地下水及び土壤から検出された物質全てを示し、その毒性と濃度を公表すべきである。
- 3 調査地点「アー11」及び「アー13」においては、環境基準を満たしているものの、その地点の底質には黄色～茶褐色の付着物質や油性態様の浮遊物が漂っており、これらの原因を早急に調査し地元住民に説明するとともに、その影響が周辺環境等に及ぼさない対策を講じるべきである。
- 4 I-3で上述したように、浸出水沈殿池周辺での調査地点「アー1」及び「アー2」においては、環境基準を満たしているものの、現場周辺では異臭が漂い、とうてい自然の状態とはいえない状況にある。地質汚染調査の専門家も指摘しているように、通常の測定項目にない有害と考えられる物質、例えば農薬等に起因する芳香族の化学物質の存在の可能性があり、これらを調査項目及び今後の環境モニタリングの項目として考慮すべきである。

(要望事項)

調査地点及び調査項目等については、今後の周辺への汚染拡散の状況に応じ、田子町の意見・要望を尊重し必要な地点及び項目等について追加等の対応を柔軟な姿勢で行っていただきたい。

VII-2 廃棄物の搬出における飛散等の防止

### (意見)

- 1 廃棄物の搬出において大型車両が走行することにより、交通事故や交通渋滞、さらに震動・騒音、加えて排気ガスや粉塵による大気汚染等の二次的な問題が生じることとなる。これらについては、環境アセスメントと同様の趣旨の事前影響予測調査をきちんと実施し、その影響の度合い・交通事故の確率などを早急かつ十分に地元住民に説明すべきことと考える。加えて、車両の種類、運搬コンテナーの容量、運行経路、運行台数、運行時刻等を示し、特に本格的撤去となる平成19年度から平成24年度の6年間の計画表を早急に公表すべきである。
- 2 平成15年10月21日午後に不法投棄現場近くの、今後廃棄物を搬出する予定となる道路において、木材を搭載したトラックが50メートル崖下に転落し、死亡事故をおこしているよう、今後搬出に利用する県道及び国道は急カーブ、急勾配、狭隘な状態にあり、道路改良の必要性があることを十分に認識されたい。そして、通勤・通学、農業、商工業等の活動や通行・運送に影響なく、撤去のための運搬を実施するために必要な措置として、青森県は何ができるのかを早急に示し、実施すべきである。
- 3 交通事故防止の観点から、誘導員の配置は、通行ルートにもよるが現場周辺のみならず、人家密集地帯や学校周辺等においても当然必要と考えられる。青森県の考えは県道・町道分岐点のみということであり、このような認識ではとても安全の確保が図れるものではない。
- 4 撤去作業に伴う大型車両通行の問題は一番懸念され、地元住民の最大の関心事である。問題化した場合は直ちに措置を執ることができる態勢を備えられ、その概要を早急に地元住民に説明すべきである。

### (要望事項)

- 1 今後大型の特殊車両が平成19年度から本格的に通行することに対して、それまでに以下に掲げる事項について道路の改良を早急に実施することをご高配賜りたい。
  - (1) 県道道前浄法寺線
    - ① カーブにおいて逆勾配となっていることの解消
    - ② 堆肥センター周辺の急カーブの解消
    - ③ 登坂車線もしくは待避場を設置すること
  - (2) 国道104号
    - ① 道地～茂市間、原地区及び嘉沢地区の人家の密集地帯においての急カーブの解消、視距改良並びに冬期降雪期間に歩行者が安全に通行できる路肩の確保
    - ② ①と同様の趣旨での三戸町斗内地区の道路改良
- 2 地元の経済活動振興の観点・趣旨から運搬委託については主に地元の運送会社がその委託先となるようご配慮いただきたい。また、運搬には、その特殊性から専用の車両が必要であることから、その仕様については 検討の中において事前に早急に地元に示して、その準備が出来るよう配慮いただきたい。

### VII-3 緊急時の連絡体制等

### (意見)

連絡体制を整理するというここでの記述は、「基本方針 三ー1 特定支障除去等事業の実施時における周辺環境への配慮」の後段を引用しただけで、具体的な対策の計画の記述とはなっていない。早急に連絡体制のみならず、具体的にどの様な対策を緊急時に講ずるかの計画を策定して示すべきである。特に大雨等の異常気象時等の汚染拡散防止対策等の危機管理はこれまでなされてこなかったのが実状であり、地元住民の最も不安・懸念される事項でもある。さらに、汚染拡散等による農林水産物の風評被害対策についても、緊急的事態が発生すれば一日も待つことの出来ない事象が生じ、これらについて当然検討・言及されるべきである。

#### (要望事項)

現場及びその周辺においては、事故などの緊急時には無線による携帯電話での連絡がとれない、いわゆるサービスエリア外となっている。これらについては岩手県とも連携の上、早急に必要な措置を講じていただきたい。併せて、調査や視察等で現地への来訪者が相当数増加することが予想され、環境に配慮した公衆トイレの設置もご考慮いただきたい。

### (3) 岩手県の提出した実施計画との比較

#### ○ 対策方針の共有

「基本方針 二ー1 支障の除去等を講ずる必要がある事案に関する事項」後段に、複数の県にまたがる事案については「当該県の合意の下に当該事案に係る全体的な対策方針を共有した上で」とあり、岩手県の実施計画では、「Iー5ー(3) 対策方針の共有」において「両県とも、現場の原状回復に関し、特定産業廃棄物等(廃棄物及び汚染土壤)を全量撤去することを基本方針としているものである。」という記述があるが、青森県の実施計画には言及がない。

これまで青森・岩手両県の現状回復対策の計画策定過程においては、連携不足が指摘されてきたところであり、対策方針の共有については、青森県も岩手県との合意の下に明確に言及すべきである。

#### ○ 生活環境保全上の支障等及び達成すべき目標

「基本方針 二ー1 支障の除去等を講ずる必要がある事案に関する事項」中段に、「特定産業廃棄物に起因してどのような生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるかについて明らかにするとともに、生活環境の保全上達成すべき目標について明らかにするものとする。」とあり、岩手県の実施計画では「IIー2ー(1) 支障の除去等の考え方」において、詳細に記述されているが、青森県の実施計画においては、支障が生じ、又は生ずるおそれがあるかについて明らかにされておらず、この計画の実効性が危惧されるので、それを明確にすべきである。

#### ○ 支障の除去の完了確認方法

基本方針にはないが、岩手県の実施計画では「IIー2ー(2) 支障の除去の完了確認手法」において、「支障の除去の完了確認は、各種環境基準への適合、その他の物理的手法等

により特定産業廃棄物等が存在しないこととし」と明解な記述がある。これは支障の除去等の方針と目標が明確になっている表れと考える。これに対して、青森県の実施計画では、「I-4 生活環境保全上達成すべき目標」において、「汚染の拡散の防止と馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講じる」という記述はあるが、具体的な生活環境保全上の支障と支障除去の方針が上述のように明らかにされていないことにより、支障の除去の完了確認目標が定められておらず、岩手県と同様に明確にすべきである。

## ○ 廃棄物の処理方法

岩手県の基本的な処理方法③において「今後、技術提案を公募し、適切な具体的処理方法等を選定する」としているように、田子町においても、同様の趣旨の提案をこれまで青森県にしているところである。

処理業者の選定等を入札制度にこだわることなく、技術提案など産官学共同で技術的観点や費用対効果を勘案できる柔軟な方法によって適正に処理していくことを検討すべきである。

## ○ 関係市町村としての意見聴取

本意見で青森県に対して言及すべき事項ではないが、岩手県が実施計画を環境大臣に協議するに当たって、現場が隣接し一体でありながら、田子町に意見を求めることなさなかつたことは、遺憾であると考えている。

## 3 田子町の願い

### ○ 原状回復の目標

一滴の水、一粒の土から青森県が見えると言っても過言ではない、次世代まで自負できる環境の創造として、現状の汚染土壤・地下水の修復を図り、元の自然を取り戻したい。

### ○ 風評被害対策

所沢市の例に見られるように、地元住民やテレビ局の汚染状況公表の要望に対して一切応じないで、被害が生じるまで解決に向けて全く動こうとしなかった所沢市や埼玉県、厚生省、さらに農林水産省の責任は極めて重い。情報公開の先進国とされるスウェーデンでは、物質の毒性や環境データを知りうる職にある人は、その数字を三ヶ月以内に公表しなければいけないことになっている。根拠の薄弱な“安全宣言”を乱発して世論をただ鎮めようとするより、こうしたあり方をこそ考えるべきだろう。

そのために重要なのは、浸出水の排水停止と汚染拡散防止策等の情報公開とその正確な実施を考える。また一旦被害が生じた場合にはその信用回復のために数年に亘ることが予想され、対策費用の準備が必要と考える。

### ○ 全量撤去の必要性

風評被害を防ぐ上で浸出水の排水停止は非常に重要である。理由は下記の点にある。

- ① 現状では土壤に汚染物質がトラップされているが、長期間であればトラップしきれなく

なる。

- ② 長期間に亘り、土壤による汚染物質のトラップに頼っていても、そのトラップ地域は拡大し、拡大した分だけ土壤は汚染される。
- ③ 汚染された土壤が安全基準を満たしている場合でも食品の安全性は問われ、風評被害は生じる。

そのために、汚染現場を浮島のように周辺地域から隔離することが重要である。隔離のための手法には全量撤去ないしは現地処理が考えられる。しかし長期間を要することから現場の止水を最初に行い、その後に全量撤去を実施する。

## ○ 止水の手法

- ① 地下水流・汚染マップと地層のマップを作成する。
- ② 二重の遮水シート

鋼矢板では止水効果は不十分で止水材の注入が必要であるが、その際でも難透水性の地層の場所を既知とし、そこまで打ち込むことが必要である。コンクリート壁は問題ない。遮水シートは厚さが薄いので破断の危険があり、下地の凹凸をなくさないと伸びに弱いので破断したり、雨水が蓄積する。また暴露状態では紫外線やpH等の耐候性も検討することが重要である。

一方、香川県豊島の投棄現場の例では、地下水を処理する高度排出処理施設の完成まで、浸出した地下水が海に流れ出さないよう、ポンプでくみ上げ、現場内で循環させているが、地下水が予想より多く、雨が続いたことで現場西側の廃棄物を掘削した後のくぼ地に大量の汚染水が浸出した。また、北側では、廃棄物にかぶせた遮水シートの中に水がたまり、一部はシート上にしみ出している。これらのことからは、二重の遮水シートが必要であり、最初にこの操作を斜面も含めて全面に行うことが不可欠である。

- ③ 現場中央の池の問題

「III-3-ア 緊急的対策」で上述したが、現状では現場に池のように水が貯留しており、これは防水シートなどで漏洩をなくした池を別に作り、ポンプで汲み上げて雨水が混入しないように、これを最優先で実施することが必要である。その後で現場を覆うことが必要と考える。

## ○ 全量撤去の問題

田子町の住民の生活環境に撤去作業が運搬も含めて迷惑を掛けないことが前提である。運搬用道路も原道を拡張することなく6年もの長期間に亘り大型運送車が運行するなどは論外である。

## ○ 今後の提案

風評被害の具体的な対策及び廃棄物等の運搬の問題に起因しての現地処理施設建設構想については、今後田子町と地元住民が継続的に検討・協議した上で、青森県に提案・要望を行う予定であり、これらを地元住民の切なる願いとして、格段のご配慮をお願い申し上げたい。

## 4 結び

以上、田子町住民調査協議会の審議を経て集約した意見を元に、田子町の意見としてここに提出するが、今後青森県においては、田子町の意見・提言・要望を十分に尊重されて実施計画の実施に当たっていただきたい。私ども田子町民の願いは、決して無理難題を青森県に押し付けるものではなく、青森県とともに協働して良好な縁豊かな美しい自然を取り戻そうというものであって、これはひいては馬淵川水系に住む住民のみならず青森県民総意の願いでもあると考えている。

また、この実施計画に基づいて今後十年間に亘り原状回復対策事業を実施するに当たって、地元住民の安全の確保及び安心感の醸成を図ることを目的とし、様々な項目についての附属了解事項を地元田子町と事業実施者である青森県との間で取り決めるることは、円滑な原状回復対策事業の実効性を確保する上からも必要なことではないかと考えている。このため、これらを盛り込んだ原状回復対策事業の実施に当たっての協定書を取り交わすことを提言するものである。

なお、既に青森県知事に提出している「県境不法投棄に係る原状回復・環境再生の対応策に関する田子町の集約した意見」において農林水産物の風評被害対策等についての意見及び廃棄物等の現地処理施設建設についての提案については、この実施計画そのものになじまないことから、詳細な意見としては記述を避けたが、これらについては、今後別途に青森県と意思疎通を図りつつ、青森県において十分検討した見解及び内容について、地元住民に理解と納得のできる説明をしていただきたく、ここに付記したい。